特定非営利活動法人表参道みつばちプロジェクト 定款

第1章総則

整合性

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人表参道みつばちプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目7番4号ヒルトップスクエア千駄ヶ谷1階に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、養蜂を通じて環境問題を自分事として捉え解決のための意識及び行動の変容を促すために、地域や学校等での勉強会や見学会、ワークショップ等開催をはじめとした都市養蜂が目指す地域の環境改善の啓発事業を実施。地域の生活環境と自然環境の改善と保全に努め、人と自然の調和がとれたまちづくりへの寄与を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業 を行う。
 - (1) 都市型養蜂活動による環境保全事業
 - (2) 地域や学校における環境教育事業
 - (3) 養蜂活動を手段としたまちづくり推進事業
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業
 - 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1) 都市型養蜂活動で生産された物品やその物品を活用した商品の販売事業
 - (2) ホームページ等への広告掲載事業
 - 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上(以下「法」という)の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し 込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本 人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事 長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期 の残存期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は 当該総会が終結するまでを任期とする。また任期終了後、後任の役員が選任されていない 場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ ればならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁 的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が 書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総 会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席 したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示を したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事 録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を 招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁 的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につい て書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席 したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種と する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の 議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長 は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる ことができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加 又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経 なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに 残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を 経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人にこの法人の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

 理事長
 信太 竜馬

 副理事長
 及川 滋

 副理事長
 鳥山 祐加子

 理事
 丸山 千春

 理事
 よ橋 賢

監事 信太 明夢

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2 026年8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1)入会金 正会員(個人·団体) 5,000円 賛助会員(個人·団体) 10,000円
- (2)年会費 正会員(個人·団体)12,000円 賛助会員(個人·団体)1口24,000円

(1口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 表参道みつばちプロジェクト

- 1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)
 - ▼以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
 - ▼ 各役員について、親族の規定に違反していません。 (法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
	12. 台	氏 名	一 ではいい	
1	理事	シダ リョウマ 信太 竜馬	無	理事長
2	理事	オイカワ シゲル 及川 滋	無	副理事長
3	理事	トリヤマ ユカコ 鳥山 祐加子	無	副理事長
4	理事	マルヤマ チハル 丸山 千晴	無	
5	理事	ドバシ サトシ 土橋 賢	無	_
6	監事	シダ メイム 信太 明夢	無	
7				
8				
9				
10				

2025(初)年度 事業計画書

特定非営利活動法人表参道みつばちプロジェクト

1 事業実施の方針

2025年度は渋谷区表参道エリアを主な活動場所として各事業を展開する。みつばちの基礎知識などの 周知を目的とした情報発信をしつつ、環境事業としての勉強会や見学会などを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【590】千円)

定款に 記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
都市型養蜂活動による環境 保全事業	NPO 法人とその活動内容の周知のための「みつばち」基礎知識や活動内容の HP や SNS を用いた情報発信。	週一回	当 NPO 法 人 HP 及び instagram	l名	ten I. will	第 一 目 標はフォ ロワー数 1000人	320
地域や学校における環境教育事業	都市型養蜂活動に関する 勉強会、ワークショップ、 見学会の実施。	2026年 2月、4 月、6月	理営トン法企等のが、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	3名	都養動の方々 市蜂関ある	30名	150
養蜂活動を手 段としたまち づくり推進事 業	法人事務所周辺の商店街 のイベントなどに参加し養 蜂活動で得た蜂蜜の試食 会などの実施。	2026年 7月	穏ス店表なの 田トリー・原 は 大 は き き は 大 る と る を さ る と る る と る る と る る る る る る る る る る る	5名	都養動の方々 でなった。	400名	120

(2)その他の事業

(事業費の総費用【330】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費(千円)
都市型養蜂活動で生産された物品やその物品を活用した商品の販売事業	都市型養蜂活動で生産された物品やその物品を 活用した商品の販売。	通年	法人事務 所周辺の カフェな ど	1名	150
ホームページ等への広告掲載事業	当 NPO 法人 HP 掲載有料タイアップ記事製作 獲得のための試験的記事制作。	2026年 2月、3 月、4月	当 NPO 法人 HP	1名	180

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人表参道みつばちプロジェクト

1 事業実施の方針

2026年度も渋谷区表参道エリアを主な活動場所として各事業を展開する。みつばちに関する知識に加えみつばちと環境の話などの情報発信をしつつ、引き続き環境事業としての勉強会や見学会などを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【970】千円)

定款に 記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費(千円)
都市型養蜂 活動による環 境保全事業	NPO 法人とその活動内 容の周知のための「みつ ばち」基礎知識や活動内 容の HP や SNS を用い た情報発信。	HP: 月 1 回 (月末)、 instagram: 週1回(水曜 日)	当 NPO 法 人 HP 及び instagram	l名	都養動心方型活関る	第 一 目 標はフォ ロワー数 1000人	520
	都市型養蜂活動に関す る勉強会、ワークショッ プ、見学会の実施。	2027年2 月、4月、6月	理営する 事長がレレランに 大学の は人業や が と で の 校 を の 校 を の た の た の た の た の た の た の た の た の た の	3名	都養動心方を	30名	250
養蜂活動を 手段としたま ちづくり推進 事業	法人事務所周辺の商店 街のイベントなどに参加 し養蜂活動で得た蜂蜜 の試食会などの実施。	2027年7月	穏田キャット ストリート商 店街・原宿 表参道棒会	5名	都養動心方 型活関る 方々	400名	200

(2)その他の事業

(事業費の総費用【550】千円)

) 定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費(千円)
都市型養蜂活動で生産された物品やその物品を活用した商品の販売事業	都市型養蜂活動で生産された物品やその物品を活用した商品の販売。	通年	法人事務 所別の カフェな ど	1名	250
ホームページ 等への広告掲 載事業	当 NPO 法人 HP 掲載タイアップ記事製作。	2027年 10月、11 月、202 8年3月、 4月、5月	当 NPO 法人 HP	l名	300

設立・定款変更用

第10余・第20条20 **2025年度 活動予算書(その他事業が<u>ある</u>場合)** 特定非営利活動法人表参道はちみつプロジェクト (単位:円)

(A) 経 素 収 音	(A) 経常収益 1 受取会費 正会員受取会費 贊助会員受取会費 2 受取寄附金	参額 85,000 170,000 0 450,000	255,000		小計·合計 0 0	合計 255,000 0
A	(A) 経常収益 1 受取会費 正会員受取会費 贊助会員受取会費 2 受取寄附金	85, 000 170, 000 0 0 450, 000	255, 000 0	金 額	0	255, 000
1 更換音度	1 受取会費 正会員受取会費 贊助会員受取会費 2 受取寄附金	170, 000 0 0 450, 000	0		0	
正会員受免会費	正会員受取会費 贊助会員受取会費 2 受取寄附金	170, 000 0 0 450, 000	0		0	
実的会員受政会教	贊助会員受取会費 2 受取寄附金	170, 000 0 0 450, 000				0
2 受験審辨金 液液や受入月便益 0 0 0 0 450,000 0 450,000 0 450,000 0 450,000 0 450,000 0 450,000 0 450,000 0 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 180,000 0 0 0 0 0 0 0 440,000 140,000 140,000 140,000 140,000 1,145,000 0	2 受取客附金 受取客附金 施設等受入評価益 3 受取助成金等	0 0 450,000				0
受政者所会	受取寄附金 施設等受入評価益 3 受取助成金等	450,000				0
受政者所会	受取寄附金 施設等受入評価益 3 受取助成金等	450,000				٥
接股等受入評価益 3 受配助液金等 450,000 450,000 450,000 450,000 450,000 450,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 440,000 5 での他のでは、またからなどのからなどのでは、またが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	施設等受入評価益 3 受取助成金等	450,000	450, 000			
3 受助限産等	3 受取助成金等	450, 000	450, 000			-
			450, 000			1
			450,000			450, 000
# 事業収益	X 4X 1111 73 112					450,000
### #################################		0				4
### #################################	4 事業収益	0	0		440 000	440, 000
株成で7世次の他類合化学名、ワークショング等限による原理教育多数	· +	*	"		110,000	110,000
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	1					İ
### 1	養蜂活動に関連するイベント等開催によるまちづくり推進事業	0				
Total Part				380,000		1
受取利息 であり		0		60, 000		1
# 東東			0		0	0
1 表表 1	受取利息	1]			ł
1 表表 1	Mb its 46 44	 				
**	<u> </u>		705, 000		440, 000	1, 145, 000
(1) 人件費 (以P/SNS 記事制作)					<u> </u>	
(投資機制 外注費 (旧将版 タイアップ記事制作) 外注費 (旧将版 タイアップ記事制作) 人件費 (始強会・ワークショップ・見学会) (2) その他経費 (2) その他経費 (2) 表の地域会・ワークショップ・見学会) 日間別製本費 (2) (000 海排毛品費 (勉強会・ワークショップ・見学会) 日間製工業費 (2) (000 海豚毛高費 (勉強会・ワークショップ・見学会) 日間製工業費 (2) (1) 人件費 (2) 管理費 (2) をの他経費 (2) その他経費 (2) その他経費 海豚科手当 追職給付費用 (3) (000 (4) (000 (2) その他経費 海豚食液溶費 海豚食液溶費 (2) その他経費 海豚食液溶費 (3) (000 (4) (000 (4) (000 (5) (000 (5) (000 (5) (000 (5) (000 (5) (000 (5) (000 (5) (000 (5) (000 (6) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1			E00 000		000 000	700 000
外注費 (旧P/SNS 記事制作) 人件費 (勉強会・ワークショップ・見学会) 人件費 (勉強会・ワークショップ・見学会) 人件費 (物強会・ワークショップ・見学会) (2) その他経費 (液費交通費 (利料品費 (勉強会・ワークショップ・見学会) 印刷製本費 20,000 20,000 90,000 140,000 海邦品費 (地震会・ワークショップ・見学会) 日和制製本費 50,000 50,000 140,000 (1) 人件費 (役員報酬 治情活品費 (地震会) (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光熱費 治情活器 水道光 水道光 水道光 水道光 水道光 水道光 水道 水道光 水道 水道光 水道 水道 水道 水道 水道 水道 水道 水道 水道 水道 水道 水道 水道		_	200, 000	1	280,000	780, 000
外注費 (IPJ場数 タイアップ配参利作) 80,000 人件費 (イベント) 100,000 (2) その他程費 会議費 20,000 消耗品費 (蜂蕉商品化) 消耗品費 (蜂蕉商品化) 消耗品費 (蜂蕉商品化) 消耗品費 (蜂蕉商品性) 100,000 50,000 海豚子交通費 20,000 消耗品費 (蜂蕉商品化) 消耗品費 (蜂蕉商品性) 100,000 50,000 中息社 2 金融費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						1
人件費 (他強会・ワークショップ・見学会) 人件費 (美味) 80,000 100,000 (2) その他経費 溶養立養 消耗品費 (整強会・ワークショップ・見学会) 印刷製本費 20,000 20,000 50,000 事業費計 2 (報費 消耗品費 (財産会産) 50,000 50,000 (1) 人件費 役員報酬 治保主費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		320,000		190 000		1
人件費 (イベント) 人件費 (禁給) 100,000 100,000 (2) その他経費 会議費 派育交通費 消耗品費 (蜂蜜商品化) 消耗品費 (蜂蜜商品化) 消耗品費 (蜂蜜會・ワークショップ・見学会) 20,000 20,000 50,000 50,000 事息費計 2 590,000 50,000 920, 事息費計 2 590,000 330,000 920, (2) その他経費 消耗品費 通信運搬費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 (2) その他経費 消耗品票 通信運搬費 30,000 40,000 0 0 40,000 (2) その他経費 流価信期費 10,000 0 0 40,000 0 0 40,000 (2) その他経費 流価信期費 0 0 0 0 0 0 0 0 10,000 (2) その他経費 消耗品費 流価信期費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		80,000		180,000		1
人件費 (養蜂) 100,000 (2) その他軽費 会職費 所費交通費 消耗品費 (勢療商品化) 消耗品費 (勢療商品化) 消耗品費 (勢療商品化) 消耗品費 (勢療管性) 20,000 20,000 事業費計 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 追職給付費用 福利厚生費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						·
(2) その他経費 会業費 旅費交通費 消耗品費 (蜂蜜商品化) 消耗品量 (蜂蜜商品化) 消耗品量 (蜂蜜商品化) 消耗品量 (ウェッブ・見学会)		100, 000		100 000		1
会議費 旅費交通費 消耗品費 (整強会・ワークショップ・見学会) 20,000 20,000 1月和製本費 50,000 事業費計 2 管理 (17) 人件費 役員報酬			90,000	100,000	50 000	140, 000
旅費交通費		20, 000				110,000
海耗品費 (蜂蜜商品化) 海耗品費 (勉強会・ワークショップ・見学会) 50,000 50,000 50,000 920, 10前製本費 590,000 330,000 920, 10前製本費 590,000 330,000 920, 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					ı	·
中央数計	消耗品費(蜂蜜商品化)			50, 000		1
事業費計 590,000 330,000 920. 2 管理費 0 0 0 役員報酬 0 0 0 総科手当 0 0 0 福利厚生費 0 0 40,000 0 水道光熱費 30,000 水道光熱費 10,000 0 40,000 0 水道光熱費 0 0 0 40,000 0 40,000 0 40,000 960,000 330,000 960,000 960,000 110,000 185,000 110,000 185,000 110,000 185,000 10,000	┃ ┃ 消耗品費(勉強会・ワークショップ・見学会)	50, 000				1
2 管理費 (1) 人件費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 9 60,000 330,000 960,000 960,000 960,000 110,000 185,000 10,000 185,000 10,000 185,000 10,000	印刷製本費	į				
2 管理費 (1) 人件費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 9 60,000 330,000 960,000 960,000 960,000 110,000 185,000 10,000 185,000 10,000 185,000 10,000		1			•	}
2 管理費 (1) 人件費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 9 60,000 330,000 960,000 960,000 960,000 110,000 185,000 10,000 185,000 10,000 185,000 10,000	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +			_		
(1) 人件養 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	章 果實訂		590, 000		330,000	920, 000
世						
給料手当 退職給付費用			U	i	U	0
退職給付費用 福利厚生費 0 (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 30,000 地代家道費 液価償却費 10,000 整理費計 40,000 0 40,000 0 40,000 数常費用計 液価償却費 630,000 330,000 960, 110,000 当期経常增減額(A)-(B)・・・① 75,000 110,000 185, 185, 185, 185, 185, 185, 185, 185,						
福利厚生費 0 (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 30,000 0 整度計 数 預 用 計 当 报 任 常 減 額 [A] - [B] · · · ① 40,000 0 40,000 960,000 2 常 月 計 当期 経 常 增 減 額 [A] - [B] · · · ① 75,000 110,000 185,000 [C] 経 常 外 収 益 過年度損益修正益 0 0 0 0 経 常 外 収 益 別年度損益修正益 0 0 0 0 経 常 外 収 益 別年度損益修正益 0 0 0 0 経 常 外 換 用 固定資産売却損 災害損失 0 0 0						
(2) その他経費 30,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 0 40,000 960,000 330,000 960,000 330,000 960,000 110,000 185,000 110,000 185,000 10,000						
消耗品費		ľ				
消耗品費		ļ				
消耗品費	(2) その他経費		40,000		0	40, 000
水道光熱費 通信運搬費 10,000 地代家賃 60 旅費交通費 0 減価償却費 0 40,000 330,000 960, 330,000 当期程常外収益 75,000 固定資産売却益。過年度損益修正益 経常外収益 0 経常外費用 0 固定資産売却損災害損失	消耗品費	30,000	[·	23,333
地代家賃 旅費交通費 減価償却費 0 整理費計 40,000 経常費用計 630,000 当期経常增減額[A]-[B]・・・① 75,000 110,000 185, 固定資産売却益。過年度損益修正益 0 経常外費用 0 固定資産売却損災害損失 0		1				
旅費交通費 0 減価償却費 0 整理費計 40,000 経 常 費 用 計 630,000 当 期 経 常 増 減 額 【A】-【B】・・・① 75,000 【C】 経 常 外 収 益 110,000 経 常 外 収 益 計 0 【D】 経 常 外 費 用 0 固定資産売却損 災害損失		10, 000				
i		1				l i
管理費計 40,000 0 40, 経常費用計 630,000 330,000 960, 当期経常外収益 75,000 110,000 185, 固定資産売却益。過年度損益修正益 0 0 経常外収益計 0 0 日本資産売却損災害損失 0 0						
経常費用計 630,000 330,000 960, 当期経常強減額 [A] - [B] ···① 75,000 110,000 185, [C] 経常外収益 過年度損益修正益 0 0 経常外収益計 [D] 経常外費用 固定資産売却損 災害損失 0 0		0				
経常費用計 630,000 330,000 960, 当期経常強減額 [A] - [B] ···① 75,000 110,000 185, [C] 経常外収益 過年度損益修正益 0 0 経常外収益計 [D] 経常外費用 固定資産売却損 災害損失 0 0						
経常費用計 630,000 330,000 960, 当期経常強減額 [A] - [B] ···① 75,000 110,000 185, [C] 経常外収益 過年度損益修正益 0 0 経常外収益計 [D] 経常外費用 固定資産売却損 災害損失 0 0	集相多针	 -	40.000			
当期経常強減額 (A) - (B) ···① 75,000 110,000 185, (C) 経常外収益 固定資産売却益。過年度損益修正益 経常外収益計 0 0 (D) 経常外費用 固定資産売却損災害損失	世 春 田 計					40, 000
(C) 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 (C) 経常外収益計 (D) 経常外費用 固定資産売却損災害損失	4 期 経 堂 慢 減 類 「All」「Dl	 				960,000
固定資産売却益 過年度損益修正益 経常外収益計 (D) 経常外費用 固定資産売却損災害損失		 	/0, 000		110,000	185, 000
過年度損益修正益 経 常 外 収 益 計 【D】 経 常 外 費 用 0		-				
経 常 外 収 益 計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		l				
【D】 経常外費用 固定資産売却損 災害損失						1
【D】 経常外費用 固定資産売却損 災害損失	常外収益計		0		0	0
固定資産売却損 災害損失	【D】 経常 外費 用				······································	
	固定資産売却損					
過年度損益修正損						
経 常 外 費 用 計 0 0						0
当期 経 常 外 增 減 額 【C】 - 【D】 ・・・② 0 0						0
経理区分振替額・・・③ 110,000 (110,000)						
)	185, 000		0	185, 000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						70, 000
設立時正味財産額 ・・・⑥						0
次期 繰 越 正 味 財 産 額 ④ - ⑤ + ⑥	、 期 繰					115, 000

設立・定款変更用

2026年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人表参道はちみつプロジェクト

		(単位:円)					
	科目	特定非営利活金 額	動に係る事業 小計・合計	その他事業 金 額 小計・合計		合計	
TAI	経常収益 受取会費		595, 000		0	595, 000	
- '	正会員受取会費	255, 000	393, 000			292, 000	
1	贊助会員受取会費	340, 000					
2	受取寄附金		200, 000		- ō1	200, 000	
1	受取寄附金 ************************************	200, 000					
1	施設等受入評価益	0					
3	受取助成金等	050.000	850, 000		0	850, 000	
	受取補助金	850, 000					
4	事業収益 都市型養蜂活動による環境保全事業		0		775, 000	775, 000	
	地域や学校での勉強会や見学会、ワークショップ等開催による環境教育事業	0					
	養蜂活動に関連するイベント等開催によるまちづくり推進事業	0					
1	都市型養蜂活動で生産された物品やその物品を活用した商品の販売事業 ホームページ等への広告掲載事業			475, 000 300, 000			
5	その他の収益		0	,	0	0	
1	受取利息						
4 *	収益計		1, 645, 000		775, 000	2, 420, 000	
[위	経 常 費 用 事業費						
	(1)人件費		850, 000		500, 000	1, 350, 000	
-1	役員報酬 外注費 (HP/SNS 記事制作)	520, 000					
1	外注費 (HP掲載 タイアップ記事制作)			300, 000			
1	人件費 (勉強会・ワークショップ・見学会) 人件費 (イベント)	180, 000 150, 000	1				
	人件費(養蜂)	150,000		200, 000			
- -	(2)その他経費	50,000	120, 000		50, 000	170, 000	
	会議費 : 旅費交通費	50, 000 20, 000					
- 1	消耗品費 (蜂蜜商品化)			50,000			
1	消耗品費(勉強会・ワークショップ・見学会) 印刷製本費	50, 000					
					550 000		
2	養計 管理費	1	970, 000		550, 000	1, 520, 000	
	(1)人件費		0		0	0	
	役員報酬 給料手当						
	退職給付費用				: ! !		
1	福利厚生費	ŀ			!		
					i i		
	(2) その 他経費 消耗品費	30, 000	40, 000		0	40, 000	
1	水道光熱費						
	通信運搬費 地代家賃	10, 000					
	旅費交通費	0					
	減価償却費	0					
宣教 医常	養 用 計		40,000 1,010,000		550, 000	40,000 1,560,000	
当期	経常増減額【A】-【B】・・・①		635, 000		225, 000	860,000	
ြေ	経 常 外 収 益 固定資産売却益						
	過年度損益修正益						
建 常	外収益計	1	0		0	0	
<u> [[a]</u>	経常外費用	†	Ů			L v	
	固定資産売却損 災害損失						
_	過年度損益修正損						
建常	外費用計	.	0		0	0	
建理	区分振替額・・③		225, 000		(225, 000)	<u> </u>	
원]	前当期正味財産増減額①+②+③・・④		860,000		0	860, 000	
	法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤ 前期繰越正味財産額 ・・・⑥					70, 000 115, 000	
次期	繰越正味財産額④-(5)+(6)	1				905,000	

特定非営利活動法人表参道みつばちプロジェクト 設立趣旨書

特定非営利活動法人表参道みつばちプロジェクト は、養蜂を手段として地域の生活環境と 自然環境の改善に努め人と自然の調和がとれたまちづくりに取り組む。

活動のきっかけ

2021年IPCCは「人間の活動が地球を温暖化させてきたことは疑う余地なし」と評価。 環境問題・生物多様性の危機など人類が解決しなければならない多くのことは待ったなしの 状況にも拘らず、あまりにも大きな問題で自分事化が困難なことを現実として受け止めた。 都市部において、そして都市部生活者にとっても環境保全は重要である。我々はいかに自分事として 捉え、行動変容につなげれば良いのか。

USDA(米国農務省)食品総合研究所は世界の食料の約35%は蜜蜂など花粉媒介者に依存と公表。https://www.nifa.usda.gov/about-nifa/blogs/protecting-pollinators-critical-food-production

2025年の時点で世界的に蜜蜂が激減し、生態系や植物などへの深刻な影響が浮き彫りになっている。一方で蜜蜂に関する正しい知識が周知されていないために、生態系維持に必要で温厚な蜜蜂も、人間にとっては危険なスズメバチも混同され殺虫剤などで駆除される。解決のためには蜜蜂に関する正確な知識の獲得、深刻な現状の把握と「"わたし"ができること」の実行が重要である。

活動内容

環境問題を自分事として捉え、解決のための意識及び行動の変容を促すために都市型養蜂を 手段とする。蜜蜂に関する正確な知識の獲得のために地域や学校等での勉強会や見学会、 ワークショップ等開催。都市型養蜂を軸に「蜜蜂も安心して暮らせる環境」を目指し 地域の環境改善の啓発事業を実施。不用意な農薬使用をやめる、草木を育てるなど地域の 生活環境と自然環境の改善と保全に努め、人と自然の調和がとれたまちづくりに取組む。

NPO法人化によって活動の目的を明確化し発展させる。それぞれ立場の違う市民と共に街路樹や公園など公共性の高い土地も含めて地域の関係各者に対し、化学薬品不使用や採蜜可能な草花植樹の働きかけなど、多様な生き物が当たり前に暮らせる地域環境保全への展開が可能であると考える。

申請に至るまでの経緯

2022年4月2日 表参道 GYREビル屋上に巣箱設置〈養蜂活動開始〉

2022年4月2日 広尾 フランス大使館に巣箱設置

2023年5月1日 株式会社 Atelier du miel設立

2025年4月28日 渋谷区立神宮前小学校 屋上に巣箱設置

2025年6月22日 発起人会開催

2025年7月12日 設立総会開催

2025年7月12日

設立代表者 信太 竜馬